

秀明大学学則

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

第 1 条 本学は、教育基本法並びに学校教育法に基づくとともに、本学の建学の精神である「常に真理を追究し、友情を培い、広く社会に貢献する人間形成を目的とする」を踏まえ、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ新しい時代に即応して国際的な広い視野と深い識見を有し、強い実行力を具えた人材を育成することを目的とする。

第 2 節 組 織

第 2 条 本学に次の学部を置く。

総合経営学部
英語情報マネジメント学部
学校教師学部
観光ビジネス学部

2 前項の学部には置く学科・課程及びその学生定員は、次のとおりとする。

総合経営学部			
企業経営学科	入学定員	90人	収容定員 360人
英語情報マネジメント学部			
英語情報マネジメント学科	入学定員	70人	収容定員 280人
学校教師学部			
中等教育教員養成課程	入学定員	250人	収容定員 1,000人
観光ビジネス学部			
観光ビジネス学科	入学定員	70人	収容定員 280人

第 3 条 本学に附属図書館を置く。

第 4 条 本学に事務局を置く。

第 3 節 職 員 組 織

第 5 条 本学に次の職員を置く。

- (1) 行政職員
 - A. 学長、副学長、学部長
 - B. 教務部長、学生部長、図書館長
 - C. 事務局長
- (2) 教育職員
 - 教授、准教授、講師、助教、助手

(3) 事務職員

(4) 技術職員

第 4 節 商 議 会

第 6 条 削除

第 5 節 教 授 会

第 7 条 学部の重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、専任の教授をもって組織する。ただし、学部長が必要であると認めた場合には准教授、専任講師及び助教その他の職員を参加させることができる。

3 教授会は、次の事項を審議する。

(1) 教育課程に関すること

(2) 入学、退学、休学、復学、転学、留学、除籍及び賞罰等学生の身上に関すること

(3) 学生の試験及び卒業に関すること

(4) 学生の厚生補導に関すること

(5) 教員人事に関すること

(6) 学則その他学内諸規程に関すること

(7) 自己点検・評価に関すること

(8) その他当該学部の運営に関する重要事項

第 6 節 学 年、学 期 及 び 休 業 日

第 8 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 9 条 学年を次の2学期に分ける

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

第 10 条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 本学の開学記念日 6月10日

(4) 春期休業 4月1日から4月9日、3月3日から3月31日まで

(5) 夏期休業 8月1日から8月31日まで

(6) 冬期休業 12月26日から1月7日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第 2 章 学 部 通 則

第 1 節 修業年限及び在学年限

第 11 条 学部の修業年限は、4年とする。

第 12 条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第18条第1項の規定により入学した学生は、同18条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第 2 節 入 学

第 13 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

第 14 条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年1月制定)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第 15 条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

第 16 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

第 17 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第 18 条 次の各号の一に該当する者で本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者

2 前項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第 3 節 教育課程及び履修方法等

第 19 条 学部の授業科目の区分は、総合基礎科目、総合共通科目、専攻科目及び教職に関する専門科目とする。

第 20 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

第 21 条 卒業に必要な単位は次のとおりとする。

総合経営学部	124 単位
英語情報マネジメント学部	124 単位
学校教師学部	131 単位
観光ビジネス学部	124 単位

2 授業科目及びその単位数は別表 1、別表 2、別表 3、別表 4、別表 5 及び別表 6 のとおりとする。

3 授業科目の履修方法については、学部規則の定めるところによる。

第 22 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習は、毎週 1 時間ないし 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実習及び実技等は 30 時間ないし 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第 23 条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

第 24 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第 25 条 授業科目の試験の成績は、S・A・B・C・D の 4 段階をもって表示し、S・A・B・C を合格とする。

第 26 条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学で履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を限度として、別に定めるところにより、卒業の要件となる単位として認めることができる。

2 前項の規定は、第 34 条の規定により学生が留学する場合に準用する。

第 27 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を別に定めるところにより、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、26条及び27条の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第29条 教員の免許伏授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により、所要の単位を取得した者が取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

区 分		教員免許伏の種類(免許教科)	
総合経営学部	企業経営学科 医療経営学科 生活経営学科	中学校教諭一種免許状(社会)	
		高等学校教諭一種免許状(公民)	
		中学校教諭一種免許状(英語)	
英語情報マネジメント学部 英語情報マネジメント学科		高等学校教諭一種免許状(英語)	
		高等学校教諭一種免許状(情報)	
		小学校教諭一種免許状	
学校教師学部 中等教育 教員養成課程	国語専修コース	中学校教諭一種免許状(国語)	
		高等学校教諭一種免許状(国語)	
		小学校教諭一種免許状	
	社会専修コース		中学校教諭一種免許状(社会)
			高等学校教諭一種免許状(地理歴史)
			高等学校教諭一種免許状(公民)
			小学校教諭一種免許状
	数学専修コース		中学校教諭一種免許状(数学)
			高等学校教諭一種免許状(数学)
			小学校教諭一種免許状
	理科専修コース		中学校教諭一種免許状(理科)
			高等学校教諭一種免許状(理科)
小学校教諭一種免許状			
英語専修コース		中学校教諭一種免許状(英語)	
		高等学校教諭一種免許状(英語)	
		小学校教諭一種免許状	

3 授業科目の履修方法については、履修の手引の定めるところによる。

第 4 節 休学、転学、留学及び退学

第 30 条 疾病その他やむを得ない理由により 2 ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと思われる者については、学長は休学を命ずることができる。

第 31 条 休学期間は、一年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、一年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 12 条の在学期間には算入しない。

第 32 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

第 33 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 本学に入学した者で転部を希望する者は、学年度の初めに限り、特別の選考によって、これを許可することができる。

第 34 条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 37 条に定める在学期間に含めることができる。

第 35 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第 36 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第 12 条に定める在学年限を超えた者

(3) 第 31 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第 5 節 卒業及び学士号

第 37 条 本学に 4 年(第 18 条第 1 項により入学した者については、同条第 2 項により定められた在学すべき年数)以上在学し、第 28 条及び第 28 条の 2 に定める単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

第 38 条 卒業を認定された者には、卒業証書並びに次の学位を授与する。

総合経営学部	企業経営学科	学士(経営学)
	生活経営学科	学士(経営学)
	医療経営学科	学士(経営学)
英語情報マネジメント学部	英語情報マネジメント学科	学士(経営学)
学校教師学部	中等教育教員養成課程	学士(教育学)
観光ビジネス学部	観光ビジネス学科	学士(経営学)

第 6 節 賞 罰

第 39 条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

第 40 条 本学の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 7 節 研究生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生

第 41 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年間とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

第 42 条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは学部の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生は、学期毎に許可する。

第 43 条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

第 44 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第 21 条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

第 45 条 研究生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第 8 節 検定料、入学金及び授業料

第 46 条 入学検定料、入学金、授業料及びその他納付金（以下『授業料等』という）は、別表 7 のとおりとする。

第 47 条 授業料等は、物価スライド制とし、毎年変更するものとする。

第 48 条 授業料等は、所定の期日までに納付しなければならない。

第 49 条 学年の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該学年末までの授業料等を、復学又は入学した月に納付しなければならない。

第 50 条 学年の中途で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付するものとする。

第 51 条 学年の中途で退学又は除籍された者の当該学年分の授業料等は徴収する。

第 52 条 休学を許可又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。

第 53 条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

第 54 条 研究生、聴講生及び特別聴講学生の入学検定料及び授業料等については別に定める。

第 55 条 納付した入学検定料、入学金、授業料等は、返付しない。

第 9 節 公開講座

第 56 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 3 章 学則の改廃

第 57 条 この学則の改廃は、学長が発議し、教授会の議を経て、理事会の承認を得てこれを行う。

附 則
この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 第2条第2項の規程にかかわらず、平成3年度より平成11年度までの期間については、各年度、政治経済学部政治経済学科の入学定員を300人とする。

附 則

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年1月29日から施行する。
ただし、第12条の2の規定及び第28条の規定する単位数は平成4年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。
ただし、第28条の規定する単位数及び別表1による教育課程は、平成9年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。
2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成10年度より平成11年度までの期間については、各年度、政治経済学部政治経済学科の入学定員を230人とする。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。
2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成12年度より平成16年度までの期間については、各年度、各年度政治経済学部政治経済学科の入学定員を230人とする。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。
2 第2条第2項及び附則第2項(平成12年4月1日施行)の規定にかかわらず、政治経済学部政治経済学科の入学定員は、平成13年4月1日から零として、学生募集を停止し、収容定員「540人」とあるのは、平成14年度については「360人」、平成15年度については「180人」、平成16年度については零と読み替えるものとする。
3 平成13年4月1日に政治経済学部 に在学する者が、当該学部 に在学しなくなる日までの間、政治経済学部 は存在するものとする。

附 則

この学則は、平成14年4月8日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 第2条第2項の規定に関わらず、総合経営学部生活経営学科の入学定員は、平成18年4月1日から零として、学生募集を停止し、収容定員「240人」とあるのは、平成19年度については「160人」、平成20年度については「80人」、平成21年度については「0人」と読み替えるものとする。

3 平成18年4月1日に総合経営学部生活経営学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなる日までの間、総合経営学部生活経営学科は存在するものとする。

4 第2条第2項の規定に関わらず、英語情報マネジメント学部英語情報マネジメント学科の収容定員「320人」とあるのは、平成18年度については「80人」、平成19年度については「160人」、平成20年度については「240人」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 第2条第2項の規定に関わらず、総合経営学部医療経営学科の入学定員は平成20年4月1日から零として学生募集を停止し、その収容定員は、平成20年度は「150人」、平成21年度は「100人」、平成22年度は「50人」、平成23年度は「0人」とする。

3 第2条第2項の規定ならびに前項の規定に関わらず、総合経営学部 医療経営学科は、当該学科の在学生在がいなくなる日までの間、存在するものとする。

4 第2条第2項の規定に関わらず、総合経営学部企業経営学科の収容定員「480人」とあるのは、平成20年度は「420人」、平成21年度は「440人」、平成22年度は「460人」と読み替えるものとする。

5 第2条第2項の規定に関わらず、英語情報マネジメント学部英語情報マネジメント学科の収容定員「440人」とあるのは、平成20年度は「350人」、平成21年度は「380人」、平成22年度は「410人」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

別表 7

学 生 納 付 金 等

学生納付金等の額は、次のとおりとする。

<総合経営学部、英語情報マネジメント学部、学校教師学部、観光ビジネス学部共通>

区 分	金 額	備 考
入学検定料	30,000円	学則第46条による
入 学 金	300,000円	学則第46条による
授 業 料	年額 697,000円	学則第46条による
施設設備費	年額 271,000円	学則第46条による

授業料、施設設備費は毎年度、物価上昇率に応じて改定する。